



# 茨城県報

第 1 3 5 6 号

平成14年 4 月18日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

職務を代理する吏員 (人事課) .....	2
手数料の徴収事務の委託 (厚生指導課) .....	2
救急医療協力診療所の名称の変更 (医療整備課) .....	2
救急医療協力病院の申出の撤回 (2 件) (医療整備課) .....	2
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) .....	3
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) .....	3
茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正 (2 件) (農業経済課) .....	5
茨城県防除実施基準の変更 (林業課) .....	6
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (林業課) .....	6
保安林の指定の解除 (2 件) (林業課) .....	6
換地計画の決定 (農地整備課) .....	7
土地収用法による事業の認定 (用地課) .....	8
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	8
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) .....	8
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (2 件) (都市整備課) .....	9
茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金) 利子補給金交付要項の一部改正 (住宅課) .....	10
土地改良事業の適当決定 (3 件) (土地改良事務所) .....	13
土地改良事業の認可 (土地改良事務所) .....	14

### 公 告

落札者等の公示 (消防防災課) .....	14
開発行為の工事完了 (3 件) (総合事務所) .....	15
道路の位置の指定 (総合事務所) .....	15
競争入札参加者の資格に関する公示 (出納二課) .....	16

### 正 誤

平成14年 3 月28日付け茨城県報号外第36 - 2 中.....	18
------------------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第474号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第5項の規定により，出納長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する吏員を平成14年4月1日付けで次のように定めた。

平成14年4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県事務吏員 石 川 忠 通

### 茨城県告示第475号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき，次のとおり茨城県立つくば看護専門学校に係る証明手数料その他の収入金の徴収事務を委託したので，同条第2項の規定により告示する。

平成14年4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者 財団法人筑波メディカルセンター
- 2 委託に係る証明手数料等 茨城県証明手数料徴収条例（昭和35年茨城県条例第36号）に規定する証明手数料その他の収入金
- 3 委託期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

### 茨城県告示第476号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第3条の救急医療協力診療所の開設者から次のとおりその名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成14年4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 巨洋会 堀口クリニック	医療法人社団 巨洋会 湊整形外科・内科	ひたちなか市釈迦町13番8号

### 茨城県告示第477号

次の救急医療協力医療機関については，その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので，同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成14年4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
鯉 淵 病 院	日立市弁天町2 - 10 - 15

茨城県告示第478号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
鴨 下 医 院	江戸崎町字江戸崎甲3255
積 善 堂 医 院	行方郡麻生町行方137

茨城県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人 圭愛会	グループホーム ことぶき	日立市大久保町2409番 2	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 4 月 5 日

茨城県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 ウェルフェア	有限会社 ウェルフェア 介護事業部	ひたちなか市阿字ヶ浦町1386番地 8	居宅介護支援	平成14年 4 月 5 日

茨城県告示第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ケーヨーデイツー新北竜台店

所在地 龍ヶ崎市小柴 1 丁目 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成14年 1 月10日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台 1 丁目28番 1 号	林 武 夫

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年 9 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,454m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 395台
- (イ) 駐輪場の収容台数 59台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 698m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 58m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時30分
  - (閉店時刻) 午後 8 時30分
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 9 時 ~ 午後 9 時
- (ウ) 駐車場の出入口の数
  - 3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前 8 時 ~ 午後 2 時

キ 届出年月日

平成13年12月14日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
龍ヶ崎市	主たるゴミであるダンボール類を廃棄物処理業者に委託し処理するのではなく、再資源化（リサイクル）について対策を講じていただきたい。	循環型社会の実現に向けて、紙の価値をもう一度見直し、限りある資源を大切に活用していただきたい。
	屋外スピーカーについては、住宅地より離れた場所の北側（住宅地とは反対方向）に向けて設置するとのことであるが、スピーカーからの突発的な騒音も考えられるので、適切な対応策について配慮していただきたい。	住宅地（店舗の南側）と近接しているため、突発的なことや風向きによっても住宅地に音が届き、地域住民の生活に悪影響を与えることも考えられるため、そのような事態にも、地域住民の生活の妨げにならぬよう対処していただきたい。

茨城県告示第482号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

別表中「0.4%」を「0.6%」に、「3.05%」を「2.95%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成14年 4 月 2 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第483号

昭和52年 4 月 1 日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表 8 の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成14年 4 月 2 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に貸付けを受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
ア 新田園空間創造整備事業を推進するために必要な資金	年 1.45%	年 1.25%	年 0.6%
イ 青果物・花き銘柄産地等において施設整備又は品質の維持改善に必要な資金	年 1.45%	年 1.25%	年 0.6%
ウ 農産物の低温貯蔵・予冷のために必要な資金	-	年 1.25%	年 0.6%
エ 農業公害の防止に必要な資金	年 1.45%	年 1.25%	年 0.6%
オ 特定地域において飼育素牛、繁殖用肉牛の購入に必要な資金	年 1.25%	-	-
カ 霞ヶ浦の浄化のための環境改善に必要な資金	年 2.95%	-	-
キ 新規就農促進支援資金	年 1.45%	-	-
ク つくばエクスプレスの建設に係る農業対策の推進に必要な資金	年 1.45%	年 1.25%	年 0.6%
ケ 農業災害の未然防止を推進するために必要な資金	年 1.45%	年 1.25%	年 0.6%

## 茨城県告示第484号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき茨城県防除実施基準を変更したので、同条第4項の規定により公表する。

なお、茨城県防除実施基準は、茨城県農林水産部林業課及び各地方総合事務所林務（農林）課において縦覧に供する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第485号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第2項の規定により公表する。

なお、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域は、茨城県農林水産部林業課及び各地方総合事務所林務（農林）課において縦覧に供する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 (1) 解除する保安林の所在場所  
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9505の 1
- (2) 指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により，次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 (1) 解除する保安林の所在場所  
鹿島郡旭村大字荒地字権現前117の 2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除する保安林の所在場所  
鹿島郡旭村大字荒地字権現前117の 2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を茨城県庁及び旭村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 茨城県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業积水地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 4 月19日から  
平成14年 5 月21日まで
- 3 縦覧の場所  
総和町役場，境町役場

## 茨城県告示第489号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 泰仁会
- 2 事業の種類 痴呆対応型老人共同生活援助施設整備事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分  
茨城県新治郡八郷町大字小倉字狐原及び字小倉地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
八郷町役場

## 茨城県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 4月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦町大字内宿字小舟津21番1地先から	旧 (A)	メートル 最大 15.5	メートル 1,240	バイパスの 新設
		最小 11.0		
行方郡北浦町大字山田字岡3002番4地先まで	(A)	最大 18.5	1,240	
		最小 11.0		
	(B)	最大 59.8	1,200	
		最小 15.0		

## 茨城県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 4月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方郡北浦町大字内宿字小舟津21番1地先から



行方郡北浦町大字山田字沼田1019番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成14年 4月20日

茨城県告示第492号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 4月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道 354号

2 供用開始の区間 行方郡北浦町大字内宿字久保の沢332番 1 地先から  
行方郡北浦町大字山田字沼田1018番地先まで

3 供用開始の期日 平成14年 4月20日

茨城県告示第493号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第29条第 1 項の規定に基づき、取手市下沼土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	柿 沼 千代松	取手市大字井野3578番地
"	柿 沼 正 雄	" " 3542番地
"	京 坂 源兵衛	" " 818番地
"	中 村 定 一	" " 3574番地
"	中 村 春 樹	" 大字青柳65番地
"	張 貝 孟 男	" " 一丁目 3 番37号
"	張 貝 正 美	" " 一丁目 7 番24号
"	武 藤 孝 雄	" " 46番地

茨城県告示第494号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第29条第 1 項の規定に基づき、ひたちなか市船窪土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	石 井 保 男	ひたちなか市富士ノ上 1 番10号
"	磯 野 友 二	" 浅井内13073番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	磯 前 一 巳	ひたちなか市牛久保 1 丁目 6 番 8 号
"	宇賀神 佐 英	" 釈迦町16番10号
"	大 森 清	" 富士ノ上 3 番 1 号
"	郡 司 明	" 船窪3290番地 2
"	郡 司 隆太郎	" " 3334番地 3
"	櫻 井 義 男	" 和田町 2 丁目 9 番30号
"	鈴 木 和 吉	" 湊泉町 7 番11号
"	鈴 木 二 雄	" 狛谷津2982番地
"	根 本 兵七郎	" 平磯町1148番地
"	三 嶋 一 幸	" 相金町25番地 8

茨城県告示第495号

茨城県民木造住宅等建設資金（マイハウス資金）利子補給金交付要項（昭和61年茨城県告示第777号）の一部を次のように改正する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

第 9 条第 3 項中「茨城県民木造住宅等建設資金（マイハウス資金）繰上げ償還通知書」を「茨城県民木造住宅等建設資金（マイハウス資金）利子補給金交付対象者繰上げ償還通知書」に改める。

第14条の次に次の 1 条を加える。

（利子補給金交付対象者延滞通知等）

第14条の 2 取扱金融機関は、年ごとに、当該取扱金融機関の当該年の最終の営業日の翌営業日（利子補給期間経過後の営業日を除く。）において住宅建設資金の償還金（以下「償還金」という。）を延滞し、又は利子補給期間の末日の翌日において償還金を延滞している被承認者について、茨城県民木造住宅等建設資金（マイハウス資金）利子補給金交付対象者延滞通知書（様式第13号）により、翌年の 1 月20日までに知事に通知しなければならない。

2 前項に規定する被承認者に対しては、延滞に係る償還金の償還期日が属する年分の利子補給は行わないものとする。ただし、翌年以降の年の最終の営業日（利子補給期間経過後の営業日を除く。）までに延滞に係る償還金を償還した被承認者については、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する被承認者に対する延滞に係る償還金の償還期日が属する年分の利子補給金については、当該延滞に係る償還金を償還した日の属する年の翌年に交付するものとする。

様式第12号の次に次の 1 様式を加える。

様式第13号

茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金)  
利子補給金交付対象者延滞通知書

第 号  
年 月 日

茨城県知事 殿

ほか 名代理人

所 在 地

金融機関名

代 表 者 名

㊟

さきに承認を受けた利子補給金交付対象者について、別紙のとおり借入金の償還が延滞しているので、茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金) 利子補給金交付要項第14条の2 第1項の規定に基づき通知します。

金融機関名

住宅建設資金 融資実行日 年 月 日	交付対象者承認番号				氏 名	延滞開始年月日	利子補給金額 交付停止	備 考	
	コード	年度	整理番号	店番号					
								円	

## 付 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 茨城県告示第496号

豊田新利根土地改良区から平成14年 3 月26日付けで認可申請のあった北文間地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成14年 3 月28日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4 月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し  
北文間地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 4 月22日から  
平成14年 5 月22日まで

## 3 縦覧の場所

龍ヶ崎市役所

## 茨城県告示第497号

岡堰土地改良区から平成14年 3 月19日付けで認可申請のあった渋沼 2 期地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成14年 3 月27日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4 月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

## 1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し  
渋沼 2 期地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 4 月19日から  
平成14年 5 月21日まで

## 3 縦覧の場所

藤代町役場

## 茨城県告示第498号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成14年 3 月29日付けで認可申請のあった倉掛地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成14年 3 月29日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4 月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し  
倉掛地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 4 月19日から  
平成14年 5 月21日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第499号

平成13年12月21日付けで千波湖土地改良区から認可申請のあった本線町田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成14年3月19日認可した。

平成14年 4 月18日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

## 公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

平成14年度茨城県防災情報システム保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

生活環境部消防防災課  
水戸市笠原町978番 6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成14年 3 月28日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代表取締役社長 青 木 利 晴  
代理人 東日本支社長 釜 幹 男  
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

58,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の場合はその理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字西郷地字九十三枚1712番 7, 同番10, 同番11の一部, 同番54, 大字橋場美字八幡73番 4

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡美野里町大字西郷地1684 - 1

有限会社 浅美運輸

代表取締役 浅 野 勝 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡河内町源清田5216番 1, 同番 2, 5217番 1 から同番 3 まで, 5218番

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡河内町源清田452番地 2

有限会社 山本商店

代表取締役 山 本 研 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡協和町大字横塚字堂下986番 1, 987番 1, 988番 1, 989番 1

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡協和町大字横塚55番地

下館自動車整備協同組合

代表理事 秋 田 文 夫

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成14年 4 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
西総建指令 第 1377 号	平成13年 9 月 6 日	塚越 勝昭	下妻市大字半谷677番地	下妻市大字南原字南原 65番 4, 65番 6	メートル 4.20	メートル 34.50

## 競争入札参加者の資格に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成14年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成14年 4月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 業種区分及び調達する物品等又は特定役務の種類

競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、次のとおりとする。

## (1) 物品の製造の請負又は買入れ

- 01 印刷類：一般印刷，軽印刷，地図印刷，フォーム印刷，青写真・コピー，その他
- 02 文具・事務機器類：文具，事務機器，用紙，教材，OAサプライ，その他
- 03 家具類：木製家具，スチール家具，学校家具，室内装飾，その他
- 04 車両・船舶類：自動車，オートバイ・自転車，車両部品・用品，船舶（5トン未満）船具・漁具，その他
- 05 産業機器類：工作機器，農業機器，建設機器，その他
- 06 電気機器類：家電器具，電機設備，通信機器，視聴覚機器，その他
- 07 雑機器類：消防機器，厨房機器，ミシン，焼却炉，ガス・石油器具，その他
- 08 精密機器類：理化学機器，計測機器，環境機器，医療機器，その他
- 09 薬品類：医薬品，衛生材料，化学・工業薬品，農業薬品，その他
- 10 燃料及び油脂製品類：石油，LPガス，高圧ガス，塗料，その他
- 11 工事前資材類その1：砂利・砂・採石，セメント・コンクリート製品，アスファルト，その他の建材
- 12 工事前資材類その2：鋼管・鋼材，鉄製品，上下水道資材，保安用品，その他
- 13 趣味・表彰用品類：カメラ，時計，記念品・バッチ，スポーツ用品，楽器，その他
- 14 繊維，日用品類：被服・繊維，寝具，皮革・ゴム製品，金物，雑貨，その他
- 15 その他：食品，広告看板，標本・模型，その他

## (2) 役務の提供等

- 16 広告・出版・催物：映画ビデオテープの企画製作，テレビラジオ番組制作放送，新聞定期刊行物による広告，出版・翻訳，催物の企画製作，その他
- 17 建築物の清掃・管理：清掃，建築物衛生維持管理，空調設備保守点検，消防・保安設備保守点検，警備（建物以外の警備を含む），その他
- 18 施設・設備等の保守管理：下水道処理施設・維持管理，上水道施設設備の維持管理通信設備・防災保安設備の保守管理，自動車の保守及び修理，金属製品・機械及び機器の修理，その他
- 19 リース・レンタル：事務用機械及び設備，産業機器類，車両・船舶，その他
- 20 電気通信サービス：電子メール，ボイスメール，情報等オンラインでの検索，電子データ交換（EDI），高度ファクシミリサービス，その他
- 21 電子計算機サービス及び関連のサービス：ハードウェア関連コンサルタントサービス，ソフトウェア運用サービス，データ処理サービス，データベースサービス，コンピュータを含む事務機器の保守・修理，その他
- 22 運送：陸上運送，海上運送，航空運送，貨物梱包・解包，急行便サービス，その他
- 23 調査・測定・検査：市場調査サービス，世論調査サービス，自然環境・公害等の調査及び測定，臨床検査サービス，その他
- 24 汚水・廃棄物の処理，衛生その他環境保護：汚水及び廃棄物の処理・運搬・解体，戸外の清掃・消毒及び駆



除、排気ガス・騒音等の監視、抑制及び緩和、自然及び景観保護サービス、廃品回収、その他

25 その他:業務代行、旅行サービス、その他

## 2 申請の時期

随時受け付ける。

## 3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 茨城県所定の「物品調達等競争入札参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、次に掲げる交付場所において、競争参加資格を得ようとする者に交付する。

〒310-8555 水戸市笠原町978番 6

茨城県出納事務局出納第二課調度担当

電話 029 - 301 - 4875 (直通)

- (2) 申請書の提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付して、別記に掲げる場所に提出すること。なお、郵送は認めないので直接持参すること。

ア 直前1年分の県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、茨城県に納税義務のある場合に限る。

イ 印鑑証明書

ウ 商業登記簿謄本(個人にあっては、市町村長の発行する身分証明書)

エ 特約店又は代理店であるときは、これを証明する書類

オ 営業に関し許可、認可等を必要とするときは、これを受けたことを証明する書類

カ 前年度の財務諸表(個人にあっては、営業収支計算書)

キ 契約に関し、営業所等に権限の委任がなされているときは、その旨を証する書類

- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

## 4 競争に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に規定する者

(2) 令第167条の4第2項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者

(3) 営業に関し、法令等の規定に基づき官公署の許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 申請書又は添付書類に故意に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

## 5 競争参加者の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格審査は、次に掲げる事項について審査し、競争入札参加資格の有無及びその者の発注金額の標準となる等級区分(A又はB)を決定する。

(1) 経営規模

(2) 経営比率

(3) 売上高

(4) 営業年数

## 6 資格審査結果の通知

「競争入札参加者資格審査結果通知書」により通知(郵送)する。

## 7 資格の有効期間

資格決定の日から平成14年 9 月30日までとする。

~~~~~

---

正 誤

---

平成14年 3 月28日付け茨城県報号外36 - 2 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行           | 誤                                 | 正                                   |
|-----|-------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 1   | 下から<br>3 行目 | 地方自治法等の一部を改正する法律 (平成14<br>年法律第 号) | 地方自治法等の一部を改正する法律 (平成14<br>年法律第 4 号) |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)